

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府・日銀による各種財政・金融政策の効果が下支えとなって企業収益や雇用情勢の改善が続き、景気は緩やかな回復基調が持続いたしました。しかしながら、年明け以降の株価急落や中国経済の急激な減速による国内景気への影響など、先行きについては依然として不透明な状況で推移しております。

食品流通業界におきましては、人手・車両不足による物流コストの上昇や、原材料価格の上昇による商品の値上げが進行するなか、消費者の継続的な節約志向はさらに強まり、足踏み状態が続きました。

水産物卸売市場業界におきましては、魚価については強含みで推移したものの、水産資源の減少や魚の回遊水域の変化による漁獲量の減少、さらに市場外流通との競合とも相俟って取扱数量の減少が続くという厳しい事業環境で推移いたしました。

このような状況のなかで当社グループは、消費者ニーズと消費形態の変化を見極め、仕入先との協働、取扱商品のアピールや販売先への協力、グループ会社間の連携の強化、収益率を重視した効率的な集荷・販売に注力することにより、経営基盤の強化を図ってまいりました。

また、近年消費者の食の安全安心への関心が一層高まるなかで、取引先の要望も多様化してきており、これに応えるべく集荷・販売への機動性確保と、消費者の皆様の豊かで魅力的な食生活の創出を第一義に考えた商品提供に取り組んでまいりました。

当連結会計年度における部門別の売上概況は次のとおりであります。

当社グループの主要部門である卸売事業の全体的概況として、鮮魚はイワシ・カツオ・カレイ類が水揚げの増加に伴う取扱数量の伸長により、また、サンマ・サバ・ウニ・エビ類は取扱数量の減少はあったものの単価高により、それぞれ前年取扱金額をクリアしました。イカ類は昨年を引き続

き数量減により、アジは数量増はあったものの単価安により、それぞれ減収となりました。主力商品の鮪類は国内近海物は不漁による入荷減で売上を減らしましたが、それを養殖物やメキシコ等海外からの集荷によりカバーし、鮪類全体としては前年取扱金額を大幅に上回る結果となりました。ハマチ等養殖魚は単価が弱含みで推移いたしましたが取扱数量の増加により売上増となり、他の鮮魚類におきましては総じて数量減を単価高でカバーすることができ、前年取扱金額をクリアしました。

冷凍魚は、円安や海外諸国との価格競争等により相場は強含みで推移し、特に冷鮭鱒類・冷カレイ類・冷カニ類の価格は顕著にその影響を受けたために数量を減らし売上減となりました。冷鮪類は、数量は伸ばしたものの単価が弱含んだために僅かながら売上減となり、また、冷イカ類・冷エビ類は荷動きが鈍く、数量・金額とも前年を下回る結果となりました。冷ギンダラは積極的・計画的な集荷・販売により前年取扱金額をクリアしました。

塩干加工品は、シラス・小女子などは豊漁で売上を伸ばし、塩鮭・イクラ・数の子は海外取引先との積極的な取り組みもありましたが、前年取扱金額をクリアできませんでした。煉製品等加工食品は、引き続き販売促進部門との連携強化に努めてまいりましたが、仕入価格の上昇圧力は強く、売上減となりました。

以上の結果、水産物卸売部門の当連結会計年度の取扱数量114,292吨、取扱金額114,093百万円と前期に比べ、数量で3.7%、金額で0.9%の減少となりました。

冷蔵倉庫及びその関連事業部門におきましては、在外子会社のAERO TRADING社（カナダ・バンクーバー市）が現地通貨ベースでは増収となったものの為替の影響があり、同部門の売上高は9,618百万円と前期に比べ9.7%の減少となりました。

不動産賃貸部門におきましては、賃料の低下傾向には歯止めがかかりましたが、一部管理物件での稼働率低下があり、同部門の売上高は649百万円と前期に比べ2.4%の減少となりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は124,360百万円と前期に比べ1.6%の減少となり、経常利益は1,601百万円と前期に比べ17.7%の減少となりました。特別利益に東京電力(株)福島原子力発電所の事故に伴う受取損害賠償金61百万円、特別損失に新市場移転に係る固定資産

減損損失79百万円を計上しました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,234百万円と前期に比べ22.9%の減少となりました。

また、当社の売上高につきましては、90,165百万円と前期に比べ0.2%増加し、利益率の向上や販売諸経費の削減に努めましたが、経常利益は621百万円と前期に比べ10.7%の減少となりました。特別損失に新市場移転に係る固定資産減損損失79百万円を計上しました結果、当期純利益は554百万円と前期に比べ18.6%の減少となりました。

連結の部門別売上構成につきましては、次のとおりであります。

(単位 百万円)

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
水 産 物 卸 売	114,093	91.8%	99.1%
冷 蔵 倉 庫 及 び そ の 関 連 事 業	9,618	7.7%	90.3%
不 動 産 賃 貸	649	0.5%	97.6%
合 計	124,360	100.0%	98.4%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、297百万円であり、主なものはAERO TRADING社のトレーラー購入であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	平成24年度 第65期	平成25年度 第66期	平成26年度 第67期	平成27年度 (当連結会計年度) 第68期
売 上 高(百万円)		123,802	125,416	126,423	124,360
経 常 利 益(百万円)		201	1,644	1,946	1,601
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)		147	1,267	1,600	1,234
1株当たり当期純利益(円)		3.70	31.84	40.24	31.02
総 資 産(百万円)		24,881	25,790	27,585	25,628
純 資 産(百万円)		9,774	11,264	13,240	13,215

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	平成24年度 第65期	平成25年度 第66期	平成26年度 第67期	平成27年度 (当事業年度) 第68期
売 上 高(百万円)		88,647	89,727	89,975	90,165
経 常 利 益(百万円)		△434	651	696	621
当 期 純 利 益(百万円)		△241	637	681	554
1株当たり当期純利益(円)		△6.06	16.02	17.13	13.95
総 資 産(百万円)		17,549	17,377	18,021	16,303
純 資 産(百万円)		5,197	5,767	6,487	6,706

(注) △印は、損失を示しております。

(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況につきましては、次のとおりであります。

名 称	資 本 金 (百万円)	主要な事業の内容	当 社 の 議 決 権 比 率 (%)
(連結子会社)			
榊 埼 玉 県 魚 市 場	376	水産物卸売、冷蔵倉庫及びその関連事業、不動産賃貸	100.0
千 葉 魚 類 ㈱	75	水産物卸売	100.0
川 越 水 産 市 場 ㈱	50	水産物卸売	100.0
釧 路 東 水 冷 凍 ㈱	30	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工冷蔵倉庫業)	100.0
AERO TRADING CO., LTD.	(千C\$) 1,362	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工)	100.0
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	(千C\$) 2,400	不動産賃貸	100.0 (50.0)
豊 海 東 都 水 産 冷 蔵 ㈱	50	冷蔵倉庫及びその関連事業	100.0
東 水 フ ー ズ ㈱	45	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工冷蔵倉庫業)	100.0

(注) 1. 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合を内数で表示しております。

2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

水産物卸売市場業界におきましては、人口の減少、消費形態の変化等により魚食が減少する状況にあり、また、鮪やウナギに代表される水産資源の減少や市場外流通との競争の激化、さらに、海外の魚食普及による調達コストの上昇から、取扱数量が伸び悩む傾向が恒常化し、引き続き厳しい事業環境で推移するものと思われまます。

また、本年11月には築地市場の豊洲市場への移転が予定されており、新市場では物流の多様なニーズへの対応や、衛生面での強化が図られる一方、移転による商流の変化や、統廃合を検討している取引業者もあることから、事業環境が大きく変わることが予想されております。特に経費面において、開設者へ支払う市場使用料の増加や市場内物流の変化等で、高コスト型の市場に変わることが想定されております。

このような状況のなか当社グループにおきましては、強靱な収益構造と強固な財務体質の確立のため、主力事業である水産物卸売事業についての持続的成長を経営の最優先課題と認識して取り組んでまいります。そのために「販売代行から仕入代行への転換」をスローガンに、新規取引先の開拓や、消費者の皆様が目線に立った集荷・販売に引き続き注力してゆく一方、「選択と集中」による経営・人的資源の再配分、「新たな事業への挑戦」として、高付加価値ビジネスの検討・実行、流通のグローバル化への対応、販売チャネルの拡大等に取り組み、また、大幅な権限移譲と責任の明確化を柱とするさらなる組織改革、徹底した在庫管理、収益率重視の集荷・販売を行うためのシステム強化についても引き続き取り組んでまいります。

それらと並行して企業の社会的責任（CSR）活動の推進に注力し、リスク管理体制の強化についても、コンプライアンス経営を核とした内部統制システムとともに検証し、さらなる改善を目指してまいります。

当社グループは生鮮食料品の安定供給を担う卸売業者としての公共的使命を自覚し、経営の透明性に意を用い常に信頼される企業グループを指標し、業績の向上と経営基盤の強化に努める所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

なお、中期経営計画につきましては、築地市場から豊洲市場への移転という重大な経営環境の変化を控え、移転による事業への影響の定量化が難しいことから策定しておりません。しかしながら、豊洲移転の日程が本年11月に

決定し、当社といたしましても、収益構造・財務体質の強化に向けて、経営資源の選択と集中による成長戦略を前提とした中期経営計画の策定に取り組むことといたしました。公表時期は、豊洲移転に伴う業績への影響の見極めが必要なため、現時点では未定ですが、進捗に応じて、当社ホームページ上で公表することを検討しております。

(5) **主要な事業内容**（平成28年3月31日現在）

各種水産物及び加工品の卸売業並びに冷蔵倉庫業

(6) **主要な営業所及び工場**（平成28年3月31日現在）

① 当社

東 都 水 産 株 式 会 社	本 社	東京都中央区築地5-2-1
	工 場	同上

② 子会社（8社）

株式会社埼玉県魚市場	本 社	埼玉県さいたま市北区
千葉魚類株式会社	本 社	千葉県千葉市美浜区
川越水産市場株式会社	本 社	埼玉県川越市
釧路東水冷凍株式会社	本 社	北海道釧路市
AERO TRADING CO., LTD.	本 社	カナダ・バンクーバー市
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	本 社	カナダ・バンクーバー市
豊海東都水産冷蔵株式会社	本 社	東京都中央区
東水フーズ株式会社	本 社	千葉県船橋市

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

部 門	使用人数	前連結会計年度末比増減
水産物卸売	272 (36)	－ (△1)
冷蔵倉庫及びその関連事業	105 (94)	6 (△3)
不動産賃貸	2 (3)	△2 (－)
合 計	379 (133) 名	4 (△4) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しておりません。△は減員を示しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
190 (19) 名	2 (△1) 名	45.0歳	21.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しておりません。△は減員を示しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	773 百万円
株式会社三井住友銀行	525
三井住友信託銀行株式会社	500
株式会社三菱東京UFJ銀行	435
農林中央金庫	421

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

特記すべき事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 128,000千株
- ② 発行済株式の総数 40,260千株
- ③ 株主数 3,899名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 三 陽	3,374	8.38
松 岡 冷 蔵 株 式 会 社	3,170	7.87
株 式 会 社 ヨ ン キ ュ ウ	2,014	5.00
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,967	4.88
マ ル ハ ニ チ ロ 株 式 会 社	1,635	4.06
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,072	2.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,013	2.51
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	776	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	775	1.92
日 新 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	660	1.63

(注) 持株比率は自己株式(4,536株)を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位、担当及び重要な兼職の状況	
代表取締役社長	関本吉成
専務取締役（事業本部長、電算部・東京冷凍工場担任）	西成田 仁
常務取締役（営業本部長、管理部担任）	小野 耕 司
取締役（営業副本部長、販売促進室担当）	赤 星 博 之
取締役（総務部門担当、経理部・計算部担当）	江 原 恒
社外取締役 弁護士	松 澤 宣 泰
社外取締役	門 田 憲 一
常勤監査役	政 本 富士男
常勤監査役	吉 田 隆
社外監査役 公認会計士	小 竹 誠
社外監査役 弁護士 株式会社コーセイ、東洋精糖株式会社、日本農薬株式会社 社外取締役	戸井川 岩 夫

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役小林洋氏は任期満了により退任し、同定時株主総会において新たに松澤宣泰氏及び門田憲一氏が取締役に選任されております。
2. 取締役松澤宣泰氏及び門田憲一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役小竹誠氏及び戸井川岩夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役小竹誠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役戸井川岩夫氏は、弁護士として会社法に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	8名 (2)	86百万円 (7)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (2)	16 (5)
合 計	12	103

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第45回定時株主総会において月額21百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第46回定時株主総会において月額450万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等における業務執行取締役、社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役戸井川岩夫氏は、株式会社コーセー、東洋精糖株式会社及び日本農薬株式会社の社外取締役に就任しておりますが、当社と上記会社とは取引等一切の関係はございません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 松 澤 宣 泰	社外取締役就任後の14回開催の取締役会すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、法律家としての専門知識、幅広い見識から、経営全般に対する助言、意見を述べています。
社外取締役 門 田 憲 一	社外取締役就任後の14回開催の取締役会すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、企業経営に関する高度な専門知識、幅広い見識から、経営全般に対する助言、意見を述べています。
社外監査役 小 竹 誠	24回開催の取締役会のうち23回（出席率96%）、9回開催の監査役会すべてに出席し（出席率100%）、必要に応じ、公認会計士としての専門知識、幅広い見識から、経営全般に対する助言、意見を述べています。
社外監査役 戸井川 岩 夫	24回開催の取締役会のうち18回（出席率75%）、9回開催の監査役会のうち7回に出席し（出席率78%）、必要に応じ、法律家としての専門知識、幅広い見識から、経営全般に対する助言、意見を述べています。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はございません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

⑥ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

イ. 処分対象 新日本有限責任監査法人

ロ. 処分内容 ・平成28年1月1日から同年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
・業務改善命令（業務管理体制の改善）

ハ. 処分理由 ・株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
・同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は職務の執行において取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて適正な職務執行を行い、その状況を取締役に報告する。万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容及び対処案が直ちにコンプライアンス担当役員を通じてトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

また、コンプライアンスマニュアルにおいて反社会的勢力排除を明記し、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することとし、反社会的勢力との関係は断固排除する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の重要な意思決定及び報告に関しては、法令に定めがあるもの
他、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程を策定して適切に保
存・管理し、取締役、監査役及び会計監査人が何時でも閲覧できる状態を
確保する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を定め、多様化する損失リスクの評価と対応方法の設定
を行い、これらをすべて文書化し、総務部企画課において当社グループ全
体のリスクを網羅的・総括的に管理する。内部監査室はグループ各部門毎
のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告し、こ
れを受けた取締役会でその改善策を審議・決定することにより実効性のある
損失リスク管理体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「各年度計画」の四半期及び月別の予算管理を実施することにより、業
務遂行の進捗状況を把握し、経営資源の最適活用を図る体制を確保する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体
制
使用人の法令・定款遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会を設
置してコンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを策定する
とともに、使用人に対して適切な研修体制を整え、各部署にコンプライ
アンス責任者等の必要な人員配置を行い、コンプライアンスマニュアルの実
施状況を管理・監視する。また、内部通報制度等を整備して法令・定款違
反等がトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築し、
社内での自浄作用を機能させて不祥事の未然防止を図る。

- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部監査室は四半期毎に子会社及び関連会社(以下、子会社等と言う。)に関するリスク情報の有無を監査し、子会社等に損失のリスクが発生しこれを把握した場合には、直ちに発見されたリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。また、当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、総務部企画課は子会社等の経営企画関連部署またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行うなど密接に連携を図る。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務遂行を補助すべき部署として、総務部企画課スタッフが兼務するものとする。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務遂行を補助する総務部企画課スタッフは、その補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、人事、処遇関係については監査役との事前協議を前提とする。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は以下の報告を監査役に対して行う。

- イ. 会社に重大な損失を与える恐れのある事実を発見した場合は、直ちに報告する。
- ロ. 役職員による違法または不正な行為を発見した場合は報告を行う。
- ハ. 定期的または監査役の指示により、子会社等を含む業務の執行状況を報告する。
- ニ. リスク管理統括責任者は、定期的または監査役の指示により担当する部門のリスク管理体制について報告する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役監査に対し、内部監査部門、取締役、使用人は協力する。
 - ロ. 監査役は、代表取締役との定期的な会合をもち、意見交換を行い効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ハ. 監査役は、定期的または必要に応じて会計監査人と意見交換を行い、適正な業務の遂行に努める。
 - ニ. 監査役は必要に応じて外部専門家の意見を聞き、適正な監査の維持に努める。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当事業年度は24回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項につき審議・決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
 - ロ. 当社及び子会社等の取締役、監査役及び執行役員に対して改正会社法及びコーポレートガバナンス・コードについての研修を実施いたしました。
 - ハ. 社内イントラネットにおいて、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを周知するとともに、当社及び子会社等の主要管理職に対してコンプライアンス研修を実施し、研修内容について当該管理職より所属部署全体への周知が行われました。
 - ニ. 社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。
- ② 効率的な職務執行を確保するための体制
- イ. 各子会社及び当社各部門毎の「年度計画」の四半期及び月別の予算管理を実施することにより、業務遂行の進捗状況を把握し、経営資源の最適活用を図りました。
 - ロ. 執行役員制度を導入し、経営層における役割・責任の明確化と機動的な経営の推進を行っております。

③ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 事業環境の変化を踏まえ、グループ全体での価値観の共有・継承を図って将来に渡る発展につなげるため、経営理念の見直しを実施いたしました。

ロ. 当社の取締役は子会社等の役員を兼務し、各子会社の取締役等の職務の執行が適正・効率的に行われていることを監督しております。

ハ. 月1回のグループ経営会議並びに年度末にグループ経営計画会議を開催し、各子会社から業務執行・経営戦略に関する報告を受けております。

ニ. 内部監査室は、コンプライアンスのほか、業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等につき、各子会社及び当社各部門を監査し、監査結果を取締役会のほかグループ監査役会にも報告のうえ、必要に応じて改善提言を行いました。

④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、ほぼ全ての取締役会に出席するとともに、月1回のグループ経営会議並びに年度末のグループ経営計画会議に出席し、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認いたしました。

ロ. 監査役は、会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けたほか、適宜、会計監査人から監査状況を聴取いたしました。

ハ. 四半期毎に、グループ監査役会を開催し、国内子会社の監査役と情報交換を行い、情報の共有化を図りました。また、子会社の往査の際には、個別に子会社監査役と情報交換を行いました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、特に定めてはおりません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	17,086	流動負債	7,163
現金及び預金	8,742	支払手形及び買掛金	2,757
受取手形及び売掛金	6,159	短期借入金	3,301
商品及び製品	2,378	未払法人税等	114
仕掛品	27	賞与引当金	82
原材料及び貯蔵品	219	その他	907
繰延税金資産	80	固定負債	5,249
その他	281	長期借入金	1,917
貸倒引当金	△801	繰延税金負債	282
固定資産	8,542	長期預り保証金	965
有形固定資産	5,957	再評価に係る繰延税金負債	298
建物及び構築物	1,701	退職給付に係る負債	1,694
機械装置及び運搬具	622	株式給付引当金	8
土地	3,549	資産除去債務	51
建設仮勘定	27	その他	30
その他	55	負債合計	12,413
無形固定資産	679	純 資 産 の 部	
借地権	184	株主資本	12,978
その他	495	資本金	2,376
投資その他の資産	1,905	資本剰余金	1,048
投資有価証券	1,432	利益剰余金	9,648
繰延税金資産	75	自己株式	△95
破産更生債権等	423	その他の包括利益累計額	237
その他	351	その他有価証券評価差額金	258
貸倒引当金	△377	繰延ヘッジ損益	0
資産合計	25,628	土地再評価差額金	360
		為替換算調整勘定	△222
		退職給付に係る調整累計額	△159
		純資産合計	13,215
		負債及び純資産合計	25,628

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	124,360
売 上 原 価	117,221
売 上 総 利 益	7,139
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,731
営 業 利 益	1,408
営 業 外 収 益	349
受 取 利 息	46
受 取 配 当 金	88
為 替 差 益	148
そ の 他	66
営 業 外 費 用	156
支 払 利 息	46
固 定 資 産 除 却 損	51
そ の 他	58
経 常 利 益	1,601
特 別 利 益	61
受 取 損 害 賠 償 金	61
特 別 損 失	79
減 損 損 失	79
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,583
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	349
法 人 税 等 調 整 額	△0
当 期 純 利 益	1,234
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,234

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,376	1,048	8,597	△94	11,927
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△201		△201
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,234		1,234
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			18		18
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,051	△0	1,050
当 期 末 残 高	2,376	1,048	9,648	△95	12,978

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	405	0	362	632	△86	1,313	13,240
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△201
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							1,234
自 己 株 式 の 取 得							△0
土地再評価差額金の取崩							18
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△146	△0	△2	△854	△72	△1,076	△1,076
当 期 変 動 額 合 計	△146	△0	△2	△854	△72	△1,076	△25
当 期 末 残 高	258	0	360	△222	△159	237	13,215

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数

8社

連結子会社の名称

㈱埼玉県魚市場、千葉魚類㈱、川越水産市場㈱、釧路東水冷凍㈱、AERO TRADING CO., LTD.、SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.、豊海東都水産冷蔵㈱、東水フーズ㈱

② 非連結子会社の状況

会社の名称

辰巳産業㈱、(有)埼玉水、東都小揚㈱

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用会社

なし

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社

辰巳産業㈱、(有)埼玉水、東都小揚㈱

関連会社

埼玉魚市場氷販(有)

持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、AERO TRADING CO., LTD.、SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.の決算日は12月31日である。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産 主に個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法
なお、当社の賃貸住宅・賃貸冷蔵庫・社宅の一部、当社及び国内連結子会社の平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）は定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

ロ. 賞与引当金 当社及び国内連結子会社は従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

ハ. 株式給付引当金 当社の従業員に対する将来の当社株式の給付に充てるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上している。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

⑤ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めている。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ヘッジ対象

為替予約 外貨建債権・債務

ハ. ヘッジ方針

当社の内部規程である「外国為替事務取扱規程」及び「リスク管理要領」に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っている。

⑦ 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更する。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。

なお、当連結会計年度において連結計算書類に与える影響はない。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	211百万円
建物及び構築物	56
機械装置及び運搬具	10
土地	338
計	617

担保に係る債務

短期借入金	995百万円
長期借入金（1年以内返済分を含む）	708
計	1,703

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,086百万円

(3) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

- ① 再評価を行った日 平成14年3月31日
- ② 再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定している。
- ③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 59百万円
- 上記差額のうち賃貸等不動産にかかるとの 109百万円

(4) 圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、取得価額から控除している固定資産の圧縮記帳額は、300百万円である。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 期 首 株式数 (千株)	当 期 増加株式数(千株)	当 期 減少株式数(千株)	当 期 末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	40,260	—	—	40,260
合 計	40,260	—	—	40,260
自己株式				
普通株式(注)	473	2	—	475
合 計	473	2	—	475

(注) 1. 自己株式の当期末の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-E SOP)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する当社株式471千株が含まれている。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものである。

(2) 配当に関する事項

イ. 配当金の支払

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	201	5	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(注) 配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-E SOP)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれている。

ロ. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	241	利益剰余金	6	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(注) 配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-E SOP)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれている。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により行う方針としている。デリバティブは、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わないこととしている。

②金融商品の内容及びそのリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を適宜把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されているが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握している。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが短期の支払期日である。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されているが、先物為替予約を利用してヘッジしている。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は金利上昇リスクを回避するための運転資金並びに設備投資に係る資金調達である。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引である。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていない。

	連結貸借対照表計上額(*1) (百万円)	時価(*1) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	8,742	8,742	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*2)	6,159 △801		
(3) 投資有価証券	5,357	5,357	—
(4) 破産更生債権等 貸倒引当金(*3)	1,251 △376	1,251	—
(5) 支払手形及び買掛金	46	46	—
(6) 短期借入金	(2,757)	(2,757)	—
(7) 長期借入金	(2,020)	(2,020)	—
(8) デリバティブ取引(*4)	(3,199)	(3,217)	△18
	(18)	(18)	—

(*1) 負債で計上されているものについては、()で示している。

(*2) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除している。

(*3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっている。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

(8) デリバティブ取引

先物為替予約取引についての時価は、取引先の金融機関から提示された価格等に基づき算定している。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額180百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めていない。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都や埼玉県を中心に、賃貸オフィスビルや水産物卸売市場、賃貸駐車場等を有している。

(2) 賃貸不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)
2,589	4,368

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)である。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

332円17銭

(2) 1株当たり当期純利益

31円02銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E-S-O-P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定している(当連結会計年度末471千株)。

7. その他の注記

当社は、平成27年3月16日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」（以下「本制度」という。）を導入した。

本制度は、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みで、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理を行う。

本制度の導入に伴い、当社が保有する自己株式のうち471千株（94百万円）を第三者割当により資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）へ信託財産として一括して処分している。

本制度に関する会計処理については、総額法を適用しており、専用信託口が保有する当社株式は純資産の部に自己株式として表示している。なお、当連結会計年度末に総額法の適用により計上されている自己株式の帳簿価額は94百万円（471千株）である。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月 10 日

東 都 水 産 株 式 会 社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 野 隆 良 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮山 高 路 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東都水産株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東都水産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

東 都 水 産 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	政 本	富士男	㊟
常勤監査役	吉 田	隆	㊟
社外監査役	小 竹	誠	㊟
社外監査役	戸井川	岩 夫	㊟

貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	11,883	流動負債	5,914
現金及び預金	3,997	受託販売未払金	211
売掛金	4,420	買掛金	1,587
商品及び製品	1,749	短期借入金	3,011
前渡金	20	関係会社短期借入金	550
前払費用	10	未払金	68
関係会社短期貸付金	1,978	未払費用	245
繰延税金資産	52	未払法人税等	1
その他	84	未払消費税等	121
貸倒引当金	△430	預り金	61
固定資産	4,419	前受収益	1
有形固定資産	2,890	リース債務	0
建物	814	賞与引当金	53
機械及び装置	157	固定負債	3,681
工具、器具及び備品	18	長期借入金	1,856
土地	1,882	繰延税金負債	200
リース資産	3	再評価に係る繰延税金負債	298
建設仮勘定	14	退職給付引当金	759
その他	0	株式給付引当金	8
無形固定資産	191	リース債務	2
借地権	178	資産除去債務	14
ソフトウェア	4	その他	541
その他	8	負債合計	9,596
投資その他の資産	1,338	純資産の部	
投資有価証券	1,214	株主資本	6,139
関係会社株式	1,245	資本金	2,376
関係会社長期貸付金	112	資本剰余金	991
破産更生債権等	116	資本準備金	953
その他	114	その他資本剰余金	38
貸倒引当金	△109	利益剰余金	2,867
投資損失引当金	△1,354	利益準備金	594
資産合計	16,303	その他利益剰余金	2,273
		固定資産圧縮積立金	98
		別途積立金	1,553
		繰越利益剰余金	622
		自己株式	△95
		評価・換算差額等	567
		その他有価証券評価差額金	207
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	360
		純資産合計	6,706
		負債及び純資産合計	16,303

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		90,165
売 上 原 価		85,980
売 上 総 利 益		4,185
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,635
営 業 利 益		549
営 業 外 収 益		288
受 取 利 息 及 び 配 当 金	247	
そ の 他	40	
営 業 外 費 用		216
支 払 利 息	48	
そ の 他	167	
経 常 利 益		621
特 別 損 失		79
減 損 損 失	79	
税 引 前 当 期 純 利 益		542
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2
法 人 税 等 調 整 額		△14
当 期 純 利 益		554

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計		
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	2,376	953	38	991	594	98	1,053	749	2,495	△94	5,767
当 期 変 動 額											
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加						2		△2	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	—		—
別途積立金の積立							500	△500	—		—
剰余金の配当							△201	△201			△201
当期純利益								554	554		554
自己株式の取得										△0	△0
土地再評価差額金の取崩								18	18		18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△0	500	△127	372	△0	371
当 期 末 残 高	2,376	953	38	991	594	98	1,553	622	2,867	△95	6,139

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	357	0	362	720	6,487
当 期 変 動 額					
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
別途積立金の積立					—
剰余金の配当					△201
当期純利益					554
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩					18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△150	△0	△2	△152	△152
当期変動額合計	△150	△0	△2	△152	219
当 期 末 残 高	207	0	360	567	6,706

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------------|--|
| ① 関係会社株式 | 総平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定) |
| 時価のないもの | 総平均法による原価法 |
| ③ デリバティブ | 時価法 |
| ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品 | 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------|---|
| 有形固定資産 | 定率法
なお、賃貸住宅・賃貸冷蔵庫・社宅の一部及び平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)は定額法 |
|--------|---|

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。 |
| ② 投資損失引当金 | 投資に係る損失に備えるため、被投資会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上している。 |
| ③ 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。 |
| ④ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理することとしている。 |

- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。
- (5) 株式給付引当金 従業員に対する将来の当社株式の給付に充てるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額に基づき計上している。
- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用している。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|--------------|--------------|
| <u>ヘッジ手段</u> | <u>ヘッジ対象</u> |
| 為替予約 | 外貨建債権・債務 |
- ③ ヘッジ方針 当社の内部規程である「外国為替事務取扱規程」及び「リスク管理要領」に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っている。
- (6) 消費税等の会計処理 税抜方式によっている。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	211百万円
建物	56
機械及び装置	10
土地	338
計	617

担保に係る債務

短期借入金	995百万円
長期借入金	708
計	1,703

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,893百万円

(3) 保証債務

82百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	2,055百万円
長期金銭債権	112百万円
短期金銭債務	965百万円

(5) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

① 再評価を行った日

平成14年3月31日

② 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定している。

③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

59百万円

上記差額のうち賃貸等不動産にかかるとの

109百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	1,779百万円
(2) 仕入高	2,259百万円
(3) 営業取引以外の取引高	194百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当 期 首 株式数 (株)	当 期 増 加 株式数 (株)	当 期 減 少 株式数 (株)	当 期 末 株式数 (株)
自 己 株 式				
普通株式	473,135	2,401	—	475,536
合 計	473,135	2,401	—	475,536

- (注) 1. 自己株式の当連結会計年度末の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する当社株式471,000株が含まれている。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものである。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	166百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	440
投資損失引当金繰入否認	414
減損損失	70
たな卸資産評価損否認	5
賞与引当金損金算入限度超過額	16
投資有価証券評価損否認	118
ゴルフ会員権評価損否認	10
繰越欠損金	969
その他	12
繰延税金資産小計	2,225
評価性引当金	△2,092
繰延税金資産計	132
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△43
その他有価証券評価差額金	△80
その他	△157
繰延税金負債計	△281
繰延税金負債の純額	△148
再評価に係る繰延税金負債	
土地	△298

6. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社等	川越水産市場㈱	50	水産物卸売業	所有 直接100.0	兼任1名	融資	資金の貸付	550	短期貸付金	490
							利息の受取	4	未収入金	0
							債務保証(注3)	1	—	—
	豊海東都水産冷蔵㈱	50	冷蔵倉庫業	所有 直接100.0	兼任1名	融資	資金の貸付	240	短期貸付金	170
							利息の受取	1	未収入金	0
	東水フーズ㈱	45	水産物製造加工冷蔵倉庫業	所有 直接100.0	兼任2名	融資	資金の貸付	1,050	短期貸付金	1,100
								—	長期貸付金	112
							利息の受取	11	未収入金	0
	鉦路東水冷凍㈱	30	水産物製造加工冷蔵倉庫業	所有 直接100.0	兼任2名	融資	資金の貸付	1,252	短期貸付金	218
							利息の受取	2	未収入金	0
							債務保証(注4)	81	—	—
	堺端玉県魚市場	376	水産物卸売業、冷蔵倉庫業、不動産賃貸業	所有 直接100.0	兼任2名	融資	資金の借入	300	短期借入金	300
利息の支払							2	未払費用	0	
千葉魚類㈱	75	水産物卸売業	所有 直接100.0	兼任2名	融資	資金の借入	330	短期借入金	250	
						利息の支払	2	未払費用	0	
AERO TRADING CO.,LTD.	千C \$ 1,362	水産物製造加工業	所有 直接100.0	兼任3名	水産物の仕入	仕入	1,511	買掛金	398	

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 水産物の仕入については、市場価格を勘案して決定している。

② 資金の貸付、借入については、市場金利を勘案して設定している。

3. 川越水産市場㈱の仕入に対する債務保証である。

4. 鉦路東水冷凍㈱の銀行借入に対する債務保証である。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 168円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13円95銭 |

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定している（当事業年度末471,000株）。

8. その他の注記

従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」について、連結計算書類「連結注記表 7. その他の注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略している。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

東都水産株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小野 隆 良 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小宮山 高 路 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東都水産株式会社
の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の計算
書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別
注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに
ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ
の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統
制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場
から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監
査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し
て監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書
に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査
計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

東 都 水 産 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	政 本	富士男	㊟
常勤監査役	吉 田	隆	㊟
社外監査役	小 竹	誠	㊟
社外監査役	戸井川	岩 夫	㊟

以 上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
(お問合せ先)	
証券会社に口座をお持ちの場合	お取引の証券会社にお問合わせください。
特別口座の場合	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル) みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 (トラストラウンジを除く) みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店、営業所
株式取扱手数料	単元未満株式買取手数料 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告方法	電子公告にて当社ホームページ (http://www.tohsui.co.jp/)上に掲載いたします。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。なお、当社の決算情報もホームページにIR情報として掲載しておりますので、併せてご覧ください。